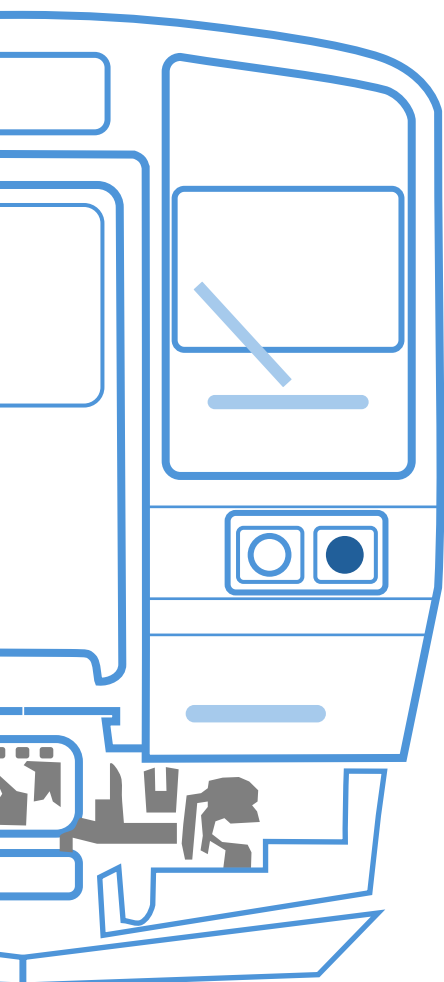


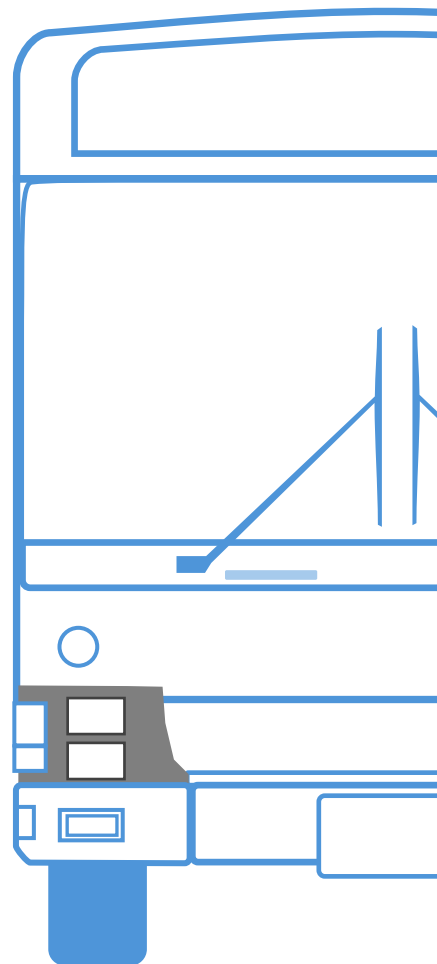
中之条町 地域公共交通計画

(案)



令和8年5月

中之条町



も く じ

1. 計画の概要

- 1-1 計画策定の背景と目的 P 1
- 1-2 根拠法と計画期間 P 1
- 1-3 計画区域と対象とする交通 P 1
- 1-4 上位関連計画 P 5

2. 基本方針と4つの基本目標

- 2-1 基本方針 P 6
- 2-2 4つの基本目標 P 8

3. 基本施策

- 3-1 町民生活に関する施策 P 10
- 3-2 観光振興に関する施策 P 17
- 3-3 個別施策及び事業の検証 P 21
- 3-4 事業スケジュール P 38

4. 計画目標と数値指標

- 4-1 計画目標と数値指標 P 39

5. 計画の推進

- 5-1 推進体制 P 41
- 5-2 進捗管理 P 42

資料

- 資料1 中之条町地域公共交通活性化協議会規約 . . . P 43
- 資料2 中之条町地域公共交通活性化協議会委員名簿 . . P 45

1. 計画の概要

1-1 計画策定の背景と目的

人口減、少子高齢化の進展や社会経済状況の変化に伴い、全国の地方都市では公共交通の確保や、まちの活性化が課題となっています。

一方、公共交通機関の事業者の一部は、利用者の減少に伴って採算性の確保が困難になるなど、事業の縮小を検討せざるを得ない状況にあります。

中之条町では、将来的な公共交通機関に対する不安の声も聞かれたため、令和6年度には、アンケート調査を実施して町民のニーズを把握するとともに、データ整理を行って実態把握に努めました。

よって、本計画は、中之条町における公共交通の実態を明らかにし、将来の地域公共交通のあり方や施策及び事業を計画することが目的です。

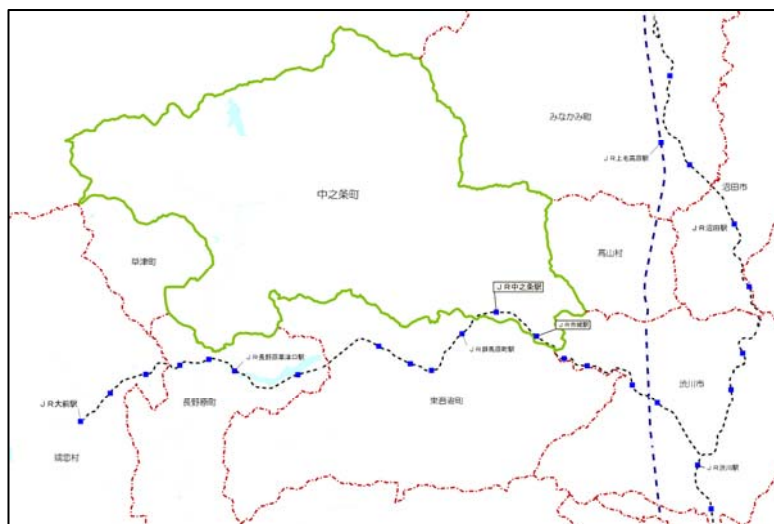
1-2 根拠法と計画期間

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第41号）第5条に基づき、本計画を策定します。計画期間は下のとおり。

2026年度〔令和8年度〕～2030年度〔令和12年度〕

1-3 計画区域と対象とする交通

(1) 計画区域

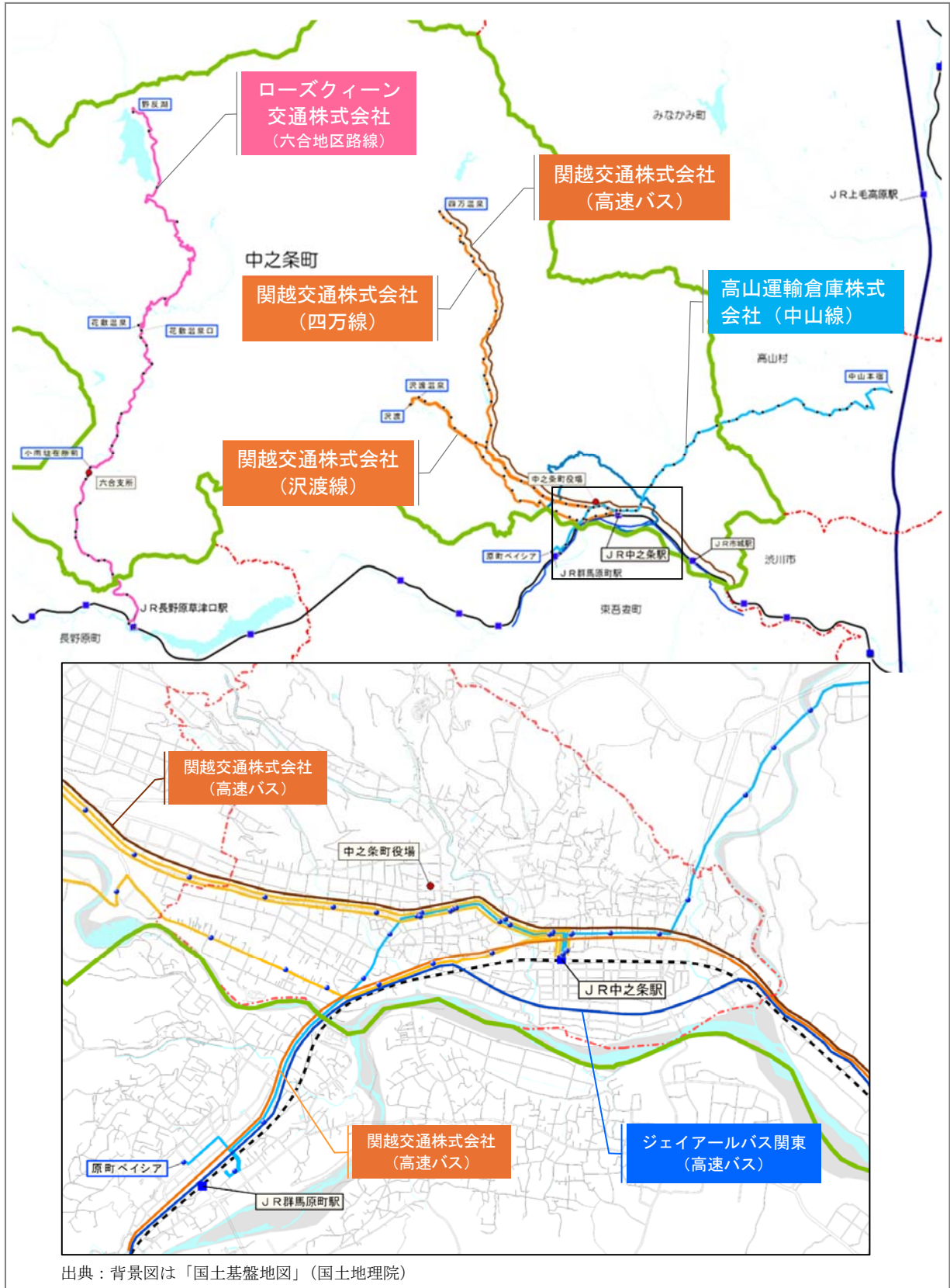


本計画の対象区域は、中之条町全域です。

(2) 対象とする交通

① 鉄道とバス路線

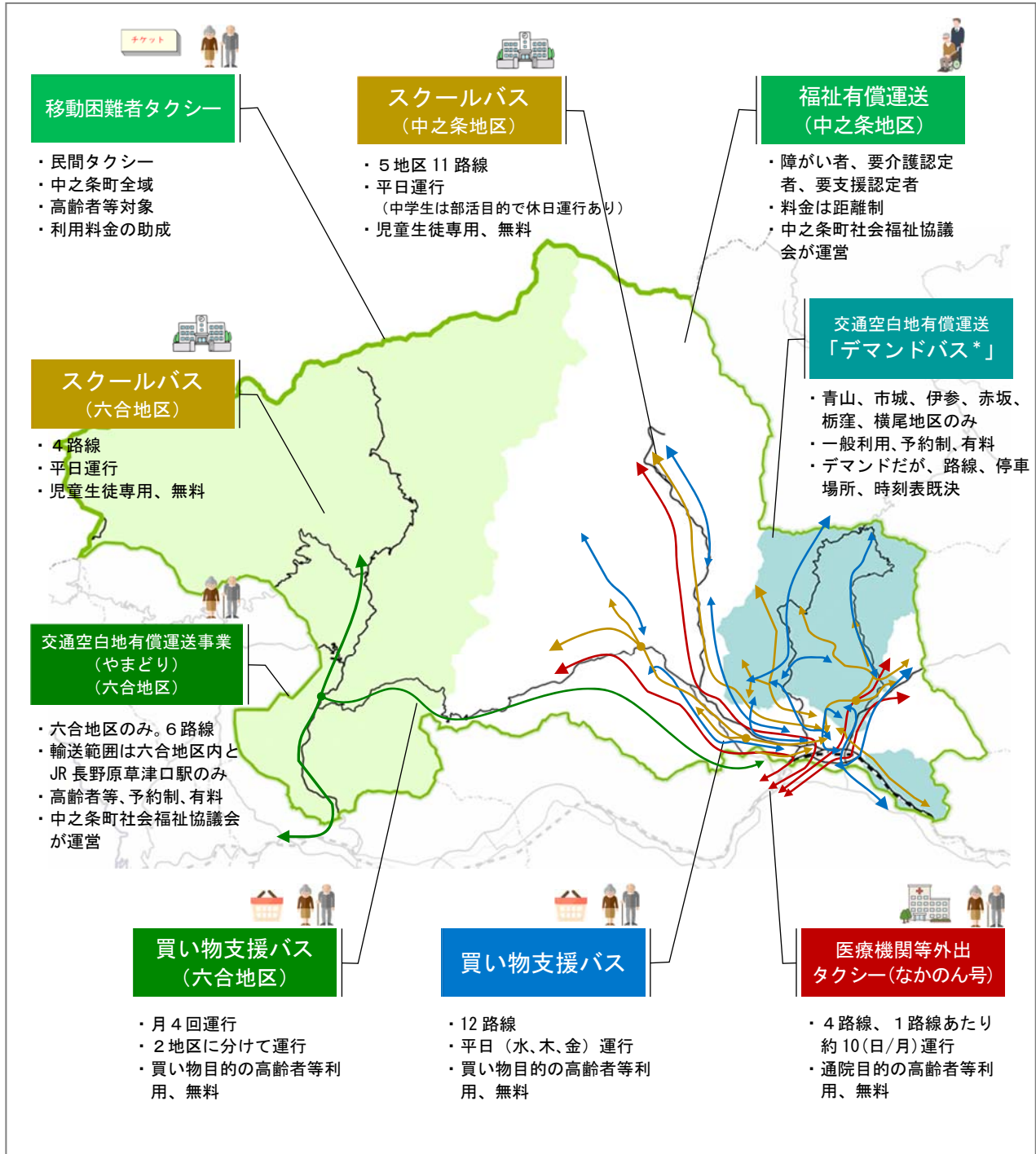
鉄道は、JR吾妻線が町の南側に存在します。バス路線は、4つの民間事業者による路線があります。



出典：背景図は「国土基盤地図」(国土地理院)

② 町等が事業主体の公共交通等

中之条町が事業主体の公共交通は、7事業（スクールバス及び買い物支援バスは、中之条地区と六合地区別に運営）あり、中之条町社会福祉協議会が事業主体となる公共交通は2事業です。



*「デマンドバス」：利用者の呼び出しに応じて、バスが利用者の場所へ寄り乗降するシステム。中之条町では交通空白地有償運送事業でバスを運営し、通称「デマンドバス」と呼んでいる。

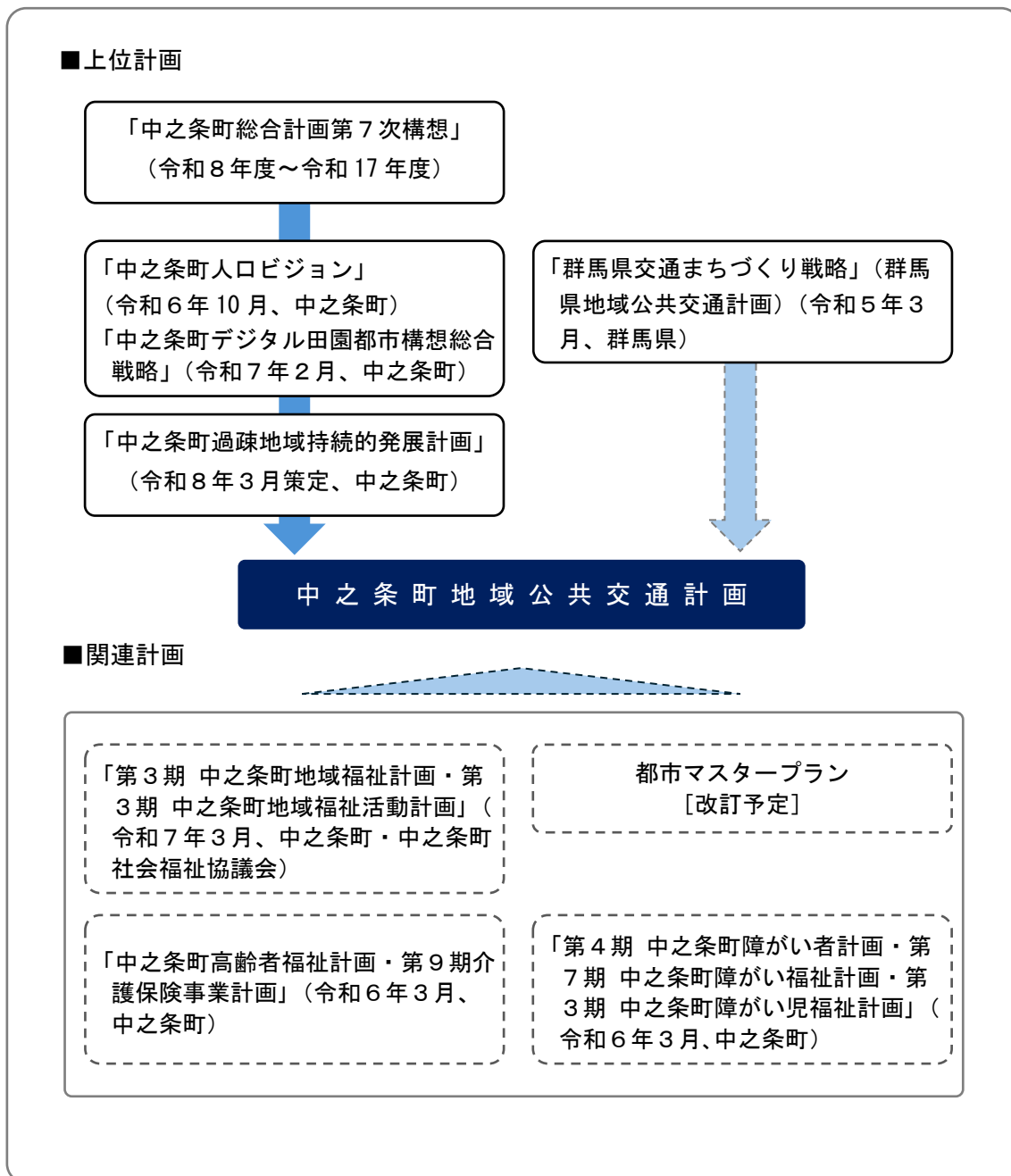
③ 本計画が対象とする交通一覧表

対象とする交通は、鉄道、バス、町等が事業主体の公共交通にタクシーを加えます。

NO.	種類	運営主体	運営者	主な利用者	概要
1	鉄道	民間	JR東日本	一般	JR吾妻線 [渋川ー大前]
2	高速バス	民間	ジェイアールバス 関東株式会社	一般	草津町ー新宿、東京駅
		民間	関越交通株式会社	一般	東京駅ー四万温泉 草津町ー吉祥寺
3	路線バス	民間	関越交通株式会社	一般	JR 中之条駅ー四万温泉 JR 中之条駅ー沢渡温泉
		民間	ローズクィーン 交通株式会社	一般	JR 長野原草津口駅ー野反湖
		民間	高山運輸倉庫 株式会社	一般	中山本宿 (高山村)ー原町パシア (東吾妻町)
4	交通空白地有償運送 「デマンドバス」	公共	中之条町 (中之条町自動 車教習所)	町民 [地区限定で 一般]	<ul style="list-style-type: none"> ・市城・青山地区と、伊参・赤坂・ 栃窪・横尾地区 ・予約センター (自動車教習所内) へ事前予約 ・中之条町自動車教習所に委託 ・利用者登録料 1,000 円 (年) ・利用料金 300 円 (回)
	医療機関等 外出タクシー 「なかのん号」	公共	中之条町 (地域共創課) (民間タクシー)	町民 [目的限定で 高齢者等*]	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等に通院目的に限定した 送迎タクシー ・民間タクシーに委託 ・利用料は無料
	移動困難者タクシー (助成事業)	公共	中之条町 (福祉課)	町民 [高齢者等*]	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー料金や福祉タクシー料金の 助成 ・助成内容は、1 枚 500 円相当の助 成券 60 枚を一冊とし最大 4 万円分 を交付 (負担金最大 4,000 円) ・一般タクシー会社 1 社と、介護タ クシー会社 9 社
	買い物支援バス	公共	中之条町 (福祉課、六合 振興課)	町民 [目的限定で 高齢者等*]	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の商店への買い物目的に限定 した送迎バス ・中之条地区と六合地区 ・利用料は無料
	交通空白地有償運送 「やまどり」	公共	中之条町 社会福祉協議会 (六合振興課)	町民 [地区限定で 高齢者等*]	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区域は、六合地区内及び JR 長野原草津口駅 ・中之条町社会福祉協議会六合支所 へ事前予約 ・利用者登録料 2,000 円 (年)、 400 円 (回)
	福祉有償運送	公共	中之条町 社会福祉協議会	町民	<ul style="list-style-type: none"> ・中之条地区において移動が困難な 方への移送サービス ・社協ヘルパー利用者に限定 ・料金は距離制
	スクールバス	公共	中之条町 (教育委員会、 こども未来課)	町民 [小中学生]	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は町内の児童生徒 ・事前登録 (中之条地区と六合地区) ・利用料は無料
5	タクシー	民間	浅白観光自動車 株式会社	一般	
		民間	草津観光タクシー 株式会社	一般	(六合地区)
		民間	ローズクィーン 交通株式会社	一般	(六合地区) ※令和 8 年 2 月より運行開始
	その他	民間	一般社団法人 四万温泉協会	一般	<ul style="list-style-type: none"> ・電動アシスト自転車のレンタル ・利用料は、1,000 円 (2 時間)

* 「高齢者等」：自動車運転免許証を有しない 65 歳以上の者や障がい者、自動車運転免許証返納者等。各事業で条件が異なるので注意。

1-4 上位関連計画



2. 基本方針と 4つの基本目標



いまある公共交通を大事にし、 私たちの未来と観光客の思い出をつくる 交通まちづくり

アンケート調査によれば、まちの交通施策について「どちらともいえない」が32%で最も高く、次いで「わからない」が29%です。「満足している」と「ある程度満足している」の合計が18%、「やや不満である」と「不満である」の合計は16%です。

一方、将来において、自分で自動車を運転できなくなったときに移動手段がなくなることによる不安に思っています。

中之条町は、自動車を運転できない人でも移動できるようなまちづくりをすすめると同時に、将来において高齢者等が自動車を運転できなくなったときにも安心できるようなまちづくりを目指します。

そのためには、いまある公共交通を大事にしつつ、町民が信頼を寄せる交通事業者を支援してまいります。

また、中之条町を訪れる観光客は、自動車でアクセスする人が多いですが、鉄道、バス、タクシーで楽しみながら温泉地等を訪れる人もいます。

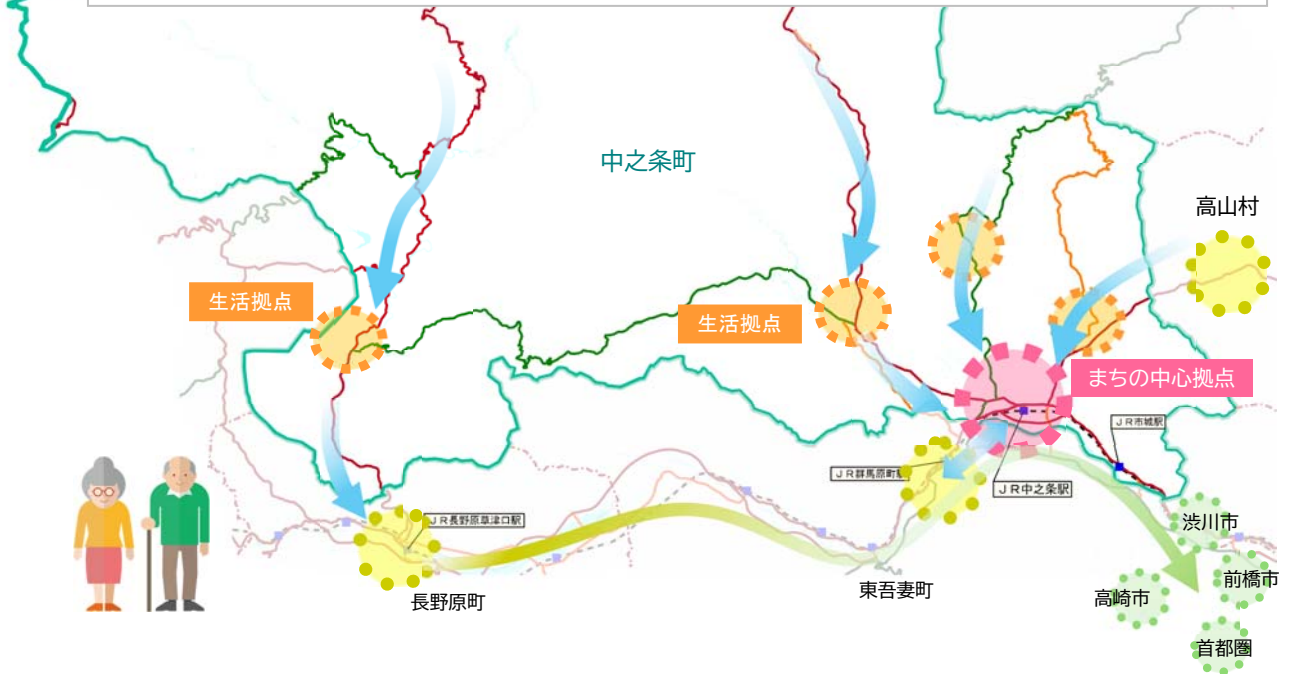
いまある公共交通を大事にしつつ、観光客が利用しやすい補助的な交通を検討することによって、観光地の魅力を高めてまいります。

(次ページに「基本方針に基づく交通動線イメージ」を示します)

【基本方針に基づく交通動線イメージ】

町民目線の交通動線イメージ

生活拠点や隣接自治体から、**まちの中心拠点**(JR 中之条駅等)へのアクセスを継続的に確保する。
まちの中心拠点から、**県央部**や**首都圏**へのアクセス性を高める。



観光客目線の交通動線イメージ

首都圏や県央部から、**まちの中心拠点**(JR 中之条駅等)へのアクセス性を高める。
まちの中心拠点から、**観光拠点**(四万、沢渡、野反湖等)へのアクセス性を確保する。



2-2 4つの基本目標

I

将来において公共交通を支援します



アンケート調査によれば、鉄道、バス、タクシーは「現状のままでよい」が多くなっています。さらに一部の路線バスに対して財政負担していることについて、「知らなかった」とか「利用率の低下はやむを得ないので、財政負担もやむを得ない」が多くなっています。

一方、公共交通の事業者は、利用者の減少だけでなく、社会経済状況によって現状の運行を維持することが困難になっています。

中之条町では、将来に向けて鉄道、バス、タクシーを継続して利用できるように事業者を支援していきます。

2

将来において高齢者等の移動手段の確保に努めます



基本目標I（上）で述べたように、アンケート調査によると40～69歳までは10年後が心配で、70歳以上は5年後が心配な人が多くなっています。しかし、実際に高齢者は、自動車を利用して買い物や通院をしています。

中之条町では、将来に向けて高齢者の交通に対する不安を低減することや、自動車を運転できない高齢者や障がい者を対象とした各種交通について、利用実態に即して見直しを行いながら運行を継続します。

また、中之条町社会福祉協議会が移動サービス等を実施しているため、同協議会への支援や連携を推進します。

3

通学手段の確保に努めます



遠隔地に居住する児童生徒にとってスクールバスが重要な交通手段であるため、今後も運行を継続します。

また、アンケート調査によれば、10～20代は「鉄道やバスの便数を増やしてほしい」とか、自動車と公共交通のあり方について、10～19歳は「民間事業者に補助」が多くなっています。

よって、自動車を運転できない高校生は電車や徒歩で移動しますが、特に遠隔地に居住する高校生は、駅や高校まで自家用車による送迎が想定されます。保護者にとって、送迎時間を削減することで働きやすい環境づくりも必要かもしれません。

中之条町では、子どもまんなか社会の実現において、通学手段の確保と利便性の向上を検討していきます。

4

観光客の乗り物プラスを考えます



観光客にとって、温泉地等でぶらぶらと歩いて周遊することは楽しみの一つですが、疲れたときや、少し離れた施設に移動したいときに手軽な乗り物があれば便利で楽しいと思われれます。さらに、手軽な乗り物が乗ってみたいくなるようなデザインや運行であれば、観光の魅力を間接的に高める可能性があります。

また、宿泊施設において、タクシーが対応できない夜間や休日等において、新たな移動手段の確保ができれば、観光客にとって利便性が高まります。


なお、これらの事業は事業者の調整や採算性を考慮して、今すぐに事業開始をするのではなく、実験から検討します。

3. 基本施策

3-1 町民生活に関する施策

基本方針における町民目線の交通動線イメージに沿って、町民生活に関する施策を次のように検討します。

(1) 鉄道の維持

基本目標	1 将来において公共交通を支援します 3 通学手段の確保に努めます 4 観光客の乗り物プラスを考えます	NO.	1-01
施策又は事業名	JR吾妻線の維持		
概要	 <ul style="list-style-type: none"> ■町民 <ul style="list-style-type: none"> ・町民利用の推進 ・Suica 定期券の導入 ・P & R*の推進 ■観光客 <ul style="list-style-type: none"> ・JR東日本、中之条町観光協会、四万温泉協会、沢渡温泉組合、六合の里温泉郷組合、中之条町等による誘客PR活動 		
その他	・事業の継続性に配慮する。		

出典：「JR東日本の列車たち」（JR東日本公式HP） <https://www.jreast.co.jp/train/>

*「P & R」：パークアンドライド。駅やバス停周辺等に駐車場を整備し、マイカーから鉄道やバスへの乗り継ぎを図るシステム。

(2) 路線バスの維持

基本目標	1 将来において公共交通を支援します 3 通学手段の確保に努めます 4 観光客の乗り物プラスを考えます	NO.	1-02
施策又は事業名	四万温泉線、沢渡線の維持		
概要	 <ul style="list-style-type: none"> ■町民 <ul style="list-style-type: none"> ・町民利用の推進 ・沢渡線の支援 ■観光客 <ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者、中之条町観光協会、四万温泉協会、沢渡温泉組合、中之条町等による誘客PR活動 		
その他	・事業の継続性に配慮する。		

出典：「会員バス会社」－「関越交通株式会社」（一般社団法人群馬県バス協会公式HP）

<https://www.busnet-gunma.jp/bus-list/detail/4/>


基本目標	1 将来において公共交通を支援します 3 通学手段の確保に努めます 4 観光客の乗り物プラスを考えます	NO.	1-03
施策又は事業名	六合地区路線の維持		
概要	 <ul style="list-style-type: none"> ■町民 <ul style="list-style-type: none"> ・町民利用の推進 ・六合地区路線の維持 ■観光客 <ul style="list-style-type: none"> ・野反湖へのバス路線の確保 ・バス事業者、中之条町観光協会、六合の里温泉郷組合、中之条町等による誘客PR活動 		
その他	・事業の継続性に配慮する。		

出典：「ローズクイーン株式会社公式HP」 <https://rosequeen.jp/>

基本目標	1 将来において公共交通を支援します 3 通学手段の確保に努めます	NO.	1-04
施策又は事業名	中山線の支援		
概要	 <ul style="list-style-type: none"> ■町民 <ul style="list-style-type: none"> ・町民利用の推進 ・高山村が推進するバス事業の支援 		
その他	・事業の継続性に配慮する。		

出典：「高山運輸倉庫株式会社公式HP」 <https://www.takayamaunyu-souko.jp/>

(3) タクシーの維持

基本目標	1 将来において公共交通を支援します 4 観光客の乗り物プラスを考えます	NO.	1-05
施策又は事業名	民間タクシー事業者の支援		
概要	 <ul style="list-style-type: none"> ■町民 <ul style="list-style-type: none"> ・町民利用の推進 ・交通事業（委託事業等）の連携 ■観光客 <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業者、中之条町観光協会、四万温泉協会、沢渡温泉組合、中之条町等による誘客PR活動 		
その他	・事業の継続性に配慮する。		


(4) 町等が事業主体となる交通の維持及び支援

基本目標	2 将来にむけて高齢者等の移手段の確保に努めます	NO.	1-06
施策又は事業名	町等が事業主体となる交通の維持及び支援		
概要	<p>■ 次の交通を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通空白地有償運送「デマンドバス」 (一般利用。青山、市城、伊参、赤坂、栃窪、横尾地区限定。有料。) ・ 買い物支援バス (高齢者等利用。中之条地区限定。買い物目的限定。無料。町直営) ・ 買い物支援バス (高齢者等利用。六合地区限定。買い物目的限定。無料。町直営) ・ 医療機関等外出タクシー「なかのん号」 (高齢者等利用。中之条地区限定。医療目的限定。無料。タクシー会社委託) ・ スクールバス (児童生徒利用。中之条地区及び六合地区。無料) <p>■ 次の交通を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通空白地有償運送事業「やまどり」 (高齢者等利用。六合地区限定。無料。社協運営) ・ 福祉有償運送 (障がい者、要介護者等。中之条地区限定。有料。社協運営) ・ 移動困難者タクシー (高齢者等利用。利用料金の助成) 		
	 <p>The map illustrates the geographical distribution of various transportation services. It is divided into several colored zones: green for taxi services, orange for school buses, light green for demand buses, light blue for welfare services, and red for medical taxis. Each zone is accompanied by a text box detailing the specific services, routes, and conditions for that area.</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動困難者タクシー (Green): Includes private taxis, town-wide services, elderly targets, and cost subsidies. スクールバス (中之条地区) (Orange): 5 routes, daily operation (except holidays), for middle school students, and free for children. 福祉有償運送 (中之条地区) (Light Blue): For disabled and nursing care recipients, distance-based fees, operated by the town's welfare association. 交通空白地有償運送「デマンドバス」* (Light Green): Serves blank areas in specific regions, general use, reservation-based, and demand-based routes. スクールバス (六合地区) (Orange): 4 routes, daily operation, free for children. 交通空白地有償運送事業「やまどり」 (六合地区) (Light Green): 6 routes, limited to the region, JR station only, elderly targets, reservation-based, operated by the town's welfare association. 買い物支援バス (六合地区) (Green): Monthly 4 runs, 2 routes, elderly targets, free. 買い物支援バス (Blue): 12 routes, daily (Wed/Fri) operation, elderly targets, free. 医療機関等外出タクシー「なかのん号」 (Red): 4 routes, 1 route per area, daily/weekly operation, elderly targets, free. 		

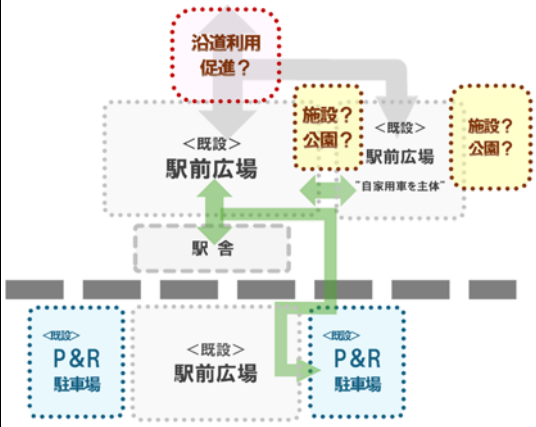
(5) 高齢者増加率が高く公共交通がカバーしていないエリアの検証

基本目標	2 将来にむけて高齢者等の移手段の確保に努めます	NO.	1-07
施策又は事業名	伊参、赤坂、栃窪、横尾地区における公共交通の検証		
概要	<p>■公共交通でカバーされておらず、将来高齢者増加率が高いエリアにおける次の交通の現状と将来について検証する。</p> <p>①交通空白地有償運送「デマンドバス」〔平日〕 ②買い物支援バス〔週1回〕 ③医療機関等外出タクシー「なかのん号」〔週2, 3回〕 ④移動困難者タクシー</p> <p>交通空白地有償運送「デマンドバス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青山、市城、伊参、赤坂、栃窪、横尾地区のみ ・一般利用、予約制、有料 ・デマンドだが、路線、停車場所、時刻表既決 <p>移動困難者タクシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間タクシー ・中之条町全域 ・高齢者等対象 ・利用料金の助成 <p>買い物支援バス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12路線。平日(水、木、金)、各地区約1(日/週)運行 ・買い物目的の高齢者等利用、無料 <p>医療機関等外出タクシー(なかのん号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4路線。1路線あたり約10(日/月)運行 ・通院目的の高齢者等利用、無料 ※デマンドバスと重複しないエリアになっている <p>検証エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通でカバーされていないこのエリアで2025年から2035年の高齢者増加率が高い <p>駅、病院、スーパー等がある既成市街地</p>		
その他			


(7) スクールバスの維持

基本目標	3 通学手段の確保に努めます	NO.	1-09
施策又は事業名	スクールバス事業 [継続]		
概要	 <ul style="list-style-type: none"> ・現状を維持する。 ・スクールバスの混乗は一般の方から望まれているが、地域によって登下校の時間に対する要望もある。よって、スクールバス本来の目的である児童生徒の教育や、安全性確保を優先することとする。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・五反田地区、小雨地区、生須地区及び日影地区は、「学校の登下校や行事の時間に合わせる」が多いので地域の声を再確認することが必要。 		


(8) 交通結節点の機能向上

基本目標	1 将来において公共交通を支援します 4 観光客の乗り物プラスを考えます	NO.	1-10
施策又は事業名	JR 中之条駅、JR 市城駅周辺整備		
概要	<p>【JR 中之条駅】 ※イメージ (図と文章に関係ありません)</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・路線バスやタクシーの乗り換え機能を高める。 ・自家用車の送迎について、安全性を高める。 ・空間機能として、防災や生活環境空間として利活用をはかる。 ・P&R 駐車場を検討する。 		
その他			

(9) 町が運営する交通の広報

基本目標	2 将来において高齢者等の移動手段の確保に努めます 4 観光客の乗り物プラスを考えます	NO.	1-11
施策又は事業名	まちの交通情報の周知及び啓発		
概要	 <p>■町民 ・広報誌等を通じて、町が運営する公共交通の事業内容（対象者、ルート、料金等）について繰り返し広報する。</p> <p>■観光客 ・交通事業者、中之条町観光協会、四万温泉協会、沢渡温泉組合、六合の里温泉郷組合、中之条町等による誘客PR活動</p>		
その他			

(10) デジタル技術の活用

基本目標	1 将来において公共交通を支援します 4 観光客の乗り物プラスを考えます	NO.	1-12
施策又は事業名	公共交通のDX*1 施策の推進		
概要	 <p>MaaS*のイメージ</p> <p>■町民及び観光客 ・MaaS*2 事業 ・訪日外国人観光客などの広域的な観光周遊に対応した公共交通ネットワークの構築。</p> <p>■キャッシュレス等の推進 ・QRコード決済や非接触型クレジットカードを公共交通に導入を推進する。 ・利便性向上だけでなく、感染症対策や運行管理の効率化にも資する。</p>		
その他			

出典：「群馬県交通まちづくり戦略（群馬県地域公共交通計画）」（群馬県公式HP）

<https://www.pref.gunma.jp/page/183760.html>

*1 「DX」：「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のこと。

*2 「MaaS」：Mobility as a Service。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する。

3-2 観光振興に関する施策

(1) 鉄道の維持

(「3-1」同様)

(2) 路線バスの維持

(「3-1」同様)

(3) タクシーの維持

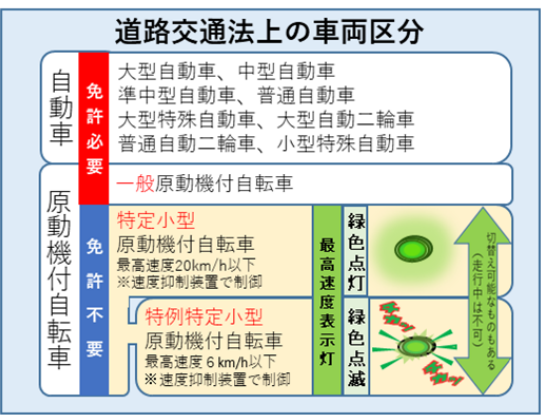
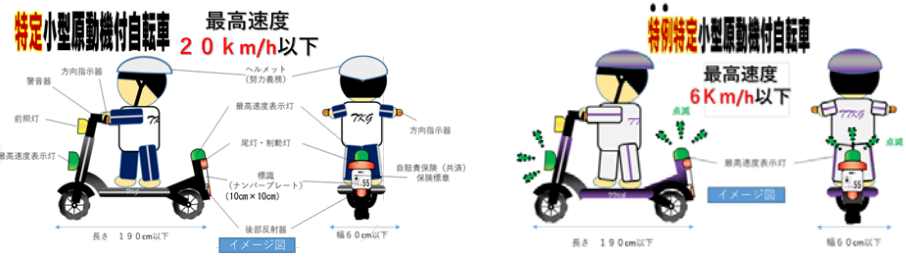
(「3-1」同様)

(4) 気軽な短距離移動の乗り物の活用

基本目標	4 観光客の乗り物プラスを考えます	NO.	2-01
施策又は事業名	四万チャリ（レンタサイクル）のPR活動		
概要	 <p>■観光客 ・中之条町観光協会、四万温泉協会、中之条町等による誘客PR活動</p>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利用方法：四万温泉協会窓口にて受付（予約は受けていない） ・利用時間：9時～16時 ・利用期間：4月～11、12月頃 		

出典：「レンタサイクル 四万チャリ」（一社）四万温泉協会公式HP）

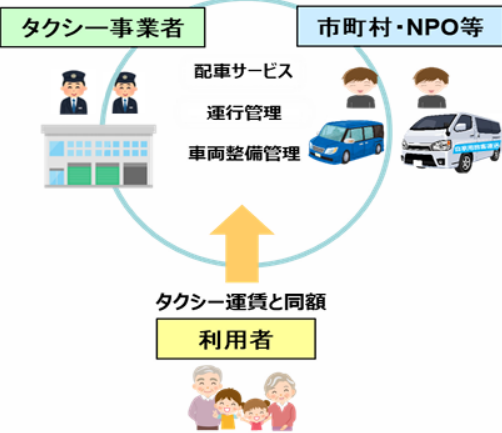

<https://nakanojo-kanko.jp/shima/experience/%e5%9b%9b%e4%b8%87%e3%83%81%e3%83%a3%e3%83%aa/>

基本目標	4 観光客の乗り物プラスを考えます	NO.	2-02
施策又は事業名	電動キックボードや電動アシスト自転車の活用		
概要	 <p>■観光客及び町民 ・観光客にとって、手軽な乗り物として、活用を検討する。 ・町民にとって、日常生活の足として、特定区間やエリアを指定して活用を検討する。</p>		
その他			

出典：「特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等について」（警視庁HP）

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric_mobility/electric_kickboard.html

(5) 温泉地等におけるライドシェアの検討

基本目標	4 観光地における乗り物プラスを考えます	NO.	2-03
施策又は事業名	温泉地等におけるライドシェアの検討		
概要	<p>・この施策は、温泉地や公共交通の空白地において、どの場所も検討することが可能である。</p> <p>・まず、温泉を想定して検討してみる。</p> <p>■公共ライドシェア*におけるタクシーとの共同運営の仕組み (例)</p>  <p>■日本版ライドシェア*のイメージ (例)</p>  <p>■観光客</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉地等において、タクシーが運営される時間外（夜間及び休日等）において一般ドライバーが利用者を有料で送迎する。 ・利用者は、予約アプリ又は電話等で時間や迎車場所を予約する。 ・料金は、電子やクレジットカード等の決済方法（現金は使わない傾向）。 <p>■町民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー運営の時間外（夜間及び休日等）において、一般ドライバーが利用者を有料で送迎する。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーチケットとの役割分担を検討する必要がある。 ・町民向けに平日の昼間に適用する場合には、「医療機関等外出タクシーなかのん号」や他の交通手段と調整を要する。 ・自動車運転代行業との役割分担の確認を要する。 		

出典：「地域交通における「担い手」「移動の足」不足への対応方策のカタログ」（令和7年5月改訂、国土交通省）

* 「公共ライドシェア」：バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域における住民等の移動手段を確保するため、市町村やNPO法人等が、自家用車を使用し有償で運送するサービス。

「日本版ライドシェア」：タクシー事業者の管理の下、一般ドライバーが自家用車を使用し有償で運送するサービス。

(6) 温泉地等における手軽で楽しい乗り物実験の検証

基本目標	4 観光地における乗り物プラスを考えます	NO.	2-04
施策又は事業名	四万温泉を想定したグリーンスローモビリティ*の検証		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・町内には温泉地や観光地が複数存在するため、どの場所も検証することが可能である。 ・まず、四万温泉を想定し、観光客が周辺施設を周遊する際の補足手段としてグリーンスローモビリティのコースを検討してみる。 <p>例：グリーンスローモビリティの実験</p> 		
その他	・温泉協会の意向把握を要する。		

出典：四万温泉のマップ「湯散歩マップ」（一般社団法人四万温泉協会HP）

1<https://nakano-jo-kanko.jp/shima/appeal/walkmap/>

*「グリーンスローモビリティ」：20（km/h）未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス。

3-3 個別施策及び事業の検証

(1) 検証する施策又は事業

前節に示した施策又は事業のうち、ここで検証するものは次の4つです。

なお、この4つを選定した理由は、町の基本方針及び4つの基本目標を具現化するため、アンケートやデータ分析から得られた課題、観光地の活性化及び事業の実現性を考慮しています。

NO.	基本目標				施策又は事業名	検証 該当
	1	2	3	4		
	将来にむけて公共交通を支援します	将来にむけて高齢者等の移動手段の確保に努めます	通学手段の確保に努めます	観光客の乗り物プランを考えます		
1-01	○		○	○	J R 吾妻線の維持	
1-02	○		○	○	四万温泉線、沢渡線の維持	
1-03	○		○	○	六合地区路線の維持	
1-04	○		○		中山線の支援	
1-05	○			○	民間タクシー事業者の支援	
1-06		○			町等が事業主体となる交通の維持及び支援	
1-07		○			伊参、赤坂、栃窪、横尾地区における公共交通の検証	●
1-08			○		高校生の通学支援の検討	
1-09			○		スクールバス事業 [継続]	●
1-10	○			○	J R 中之条駅、J R 市城駅周辺整備	
1-11		○		○	まちの交通情報の周知及び啓発	
1-12	○			○	公共交通のDX施策の推進	
2-01				○	四万チャリ（レンタサイクル）のPR活動	
2-02				○	電動キックボードや電動アシスト自転車の活用	
2-03				○	温泉地等におけるライドシェアの検討	●
2-04				○	四万温泉を想定したグリーンスローモビリティの検証	●

(2) 伊参、赤坂、栃窪、横尾地区における公共交通の検証

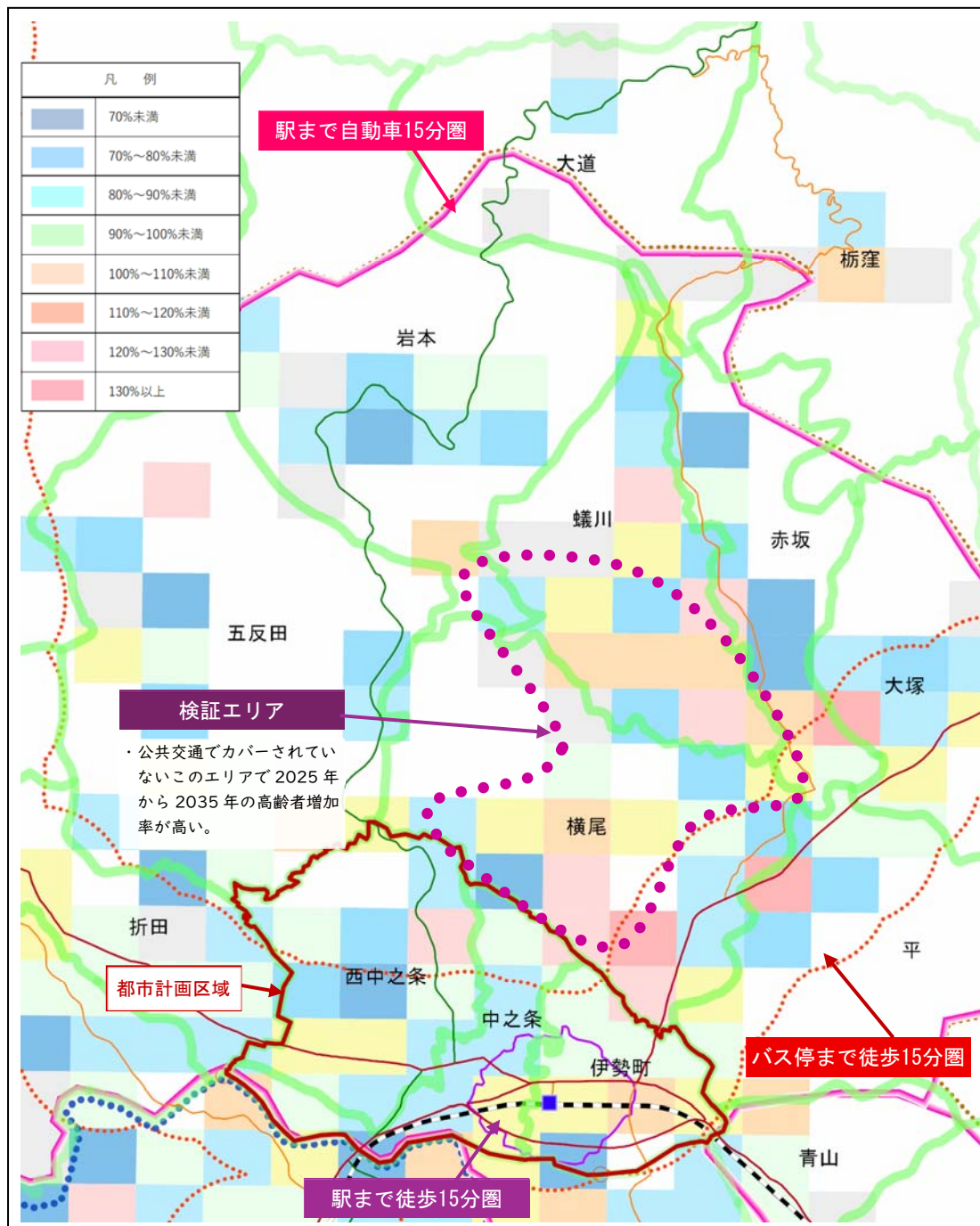
施策 1-07

ここでは、「高齢者増加率が高く公共交通がカバーしていないエリアの検証」について、伊参、赤坂、栃窪、横尾地区を対象に検証します。

① 公共交通カバー圏と将来高齢者増加率の状況

アンケートによると町民ニーズは「(各交通を)知らない」や「現状のままでよい」が多いですが、「検証エリア」は駅まで徒歩15分圏やバス停まで徒歩15分圏の外にあり、将来高齢者増加率が高く、自分で自動車を運転できない方が増えるかもしれません。

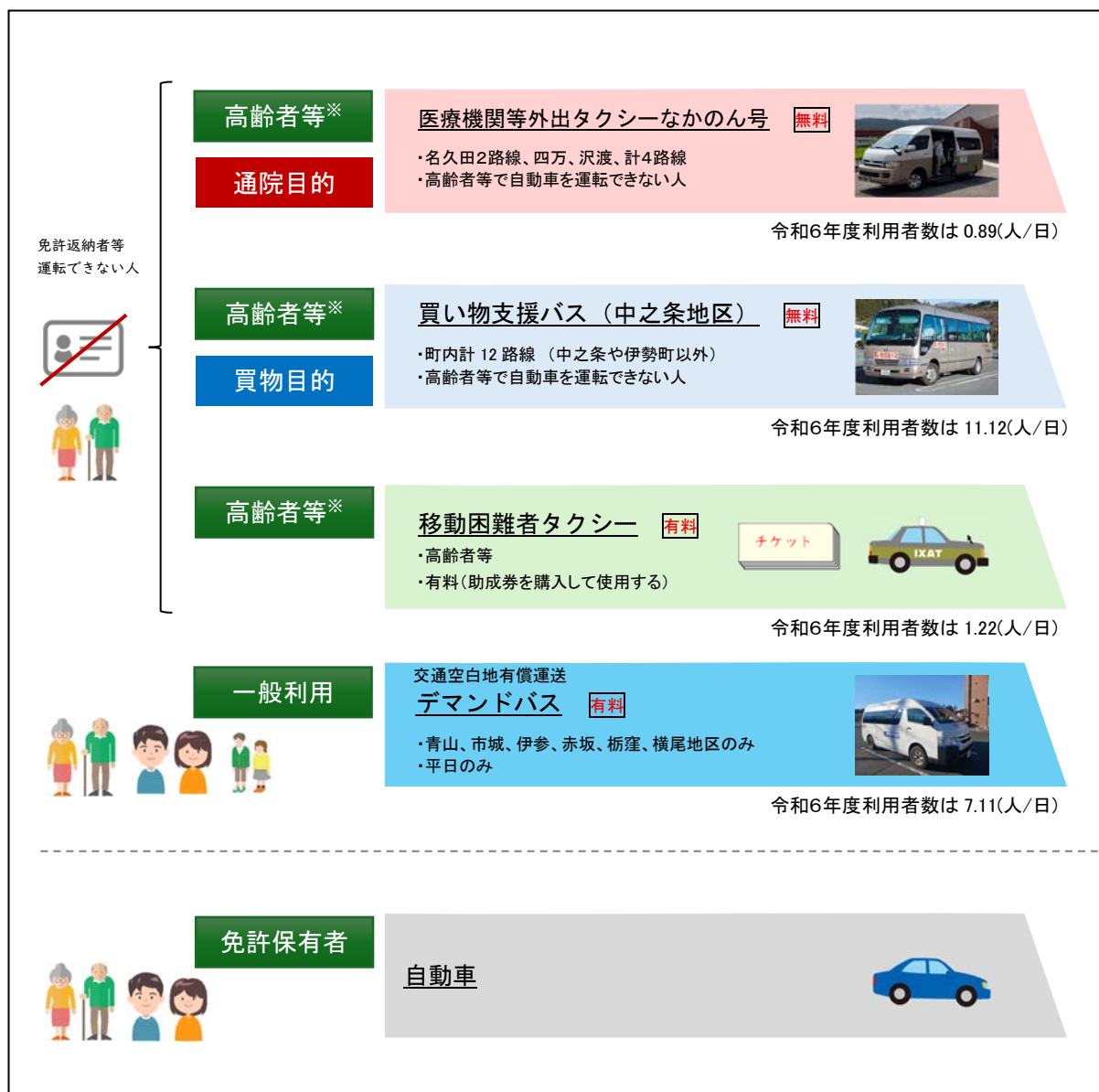
■ 令和7年[2025年]～令和17年[2035年]における高齢者増加率の状況と検証エリア等



② 検証エリアで利用できる公共交通とその利用者像

検証エリアで利用できる交通手段と、各交通の利用者像を整理しました（下図）。

自動車を運転できない高齢者や生徒・児童は「デマンドバス」を利用することができますが、平日のみの利用になります。高齢者等は、目的に応じて4つの交通手段を利用することができます。無料の交通は医療と買い物目的に特定され、有料の交通は、「移動困難者タクシー」及び「デマンドバス」が重複しています。



※「高齢者等」

- ・自動車運転免許証を有しない者で 65 歳以上の者
- ・自動車運転免許証を有しない者で身体障害者手帳の種別が 1 種（JR 旅客運賃割引制度）の者 及び視覚障害又は下肢障害の者及び療育手帳又は精神保健福祉手帳保持者
- ・自動車運転免許証を返納した者
- ・各事業で条件が異なるので注意

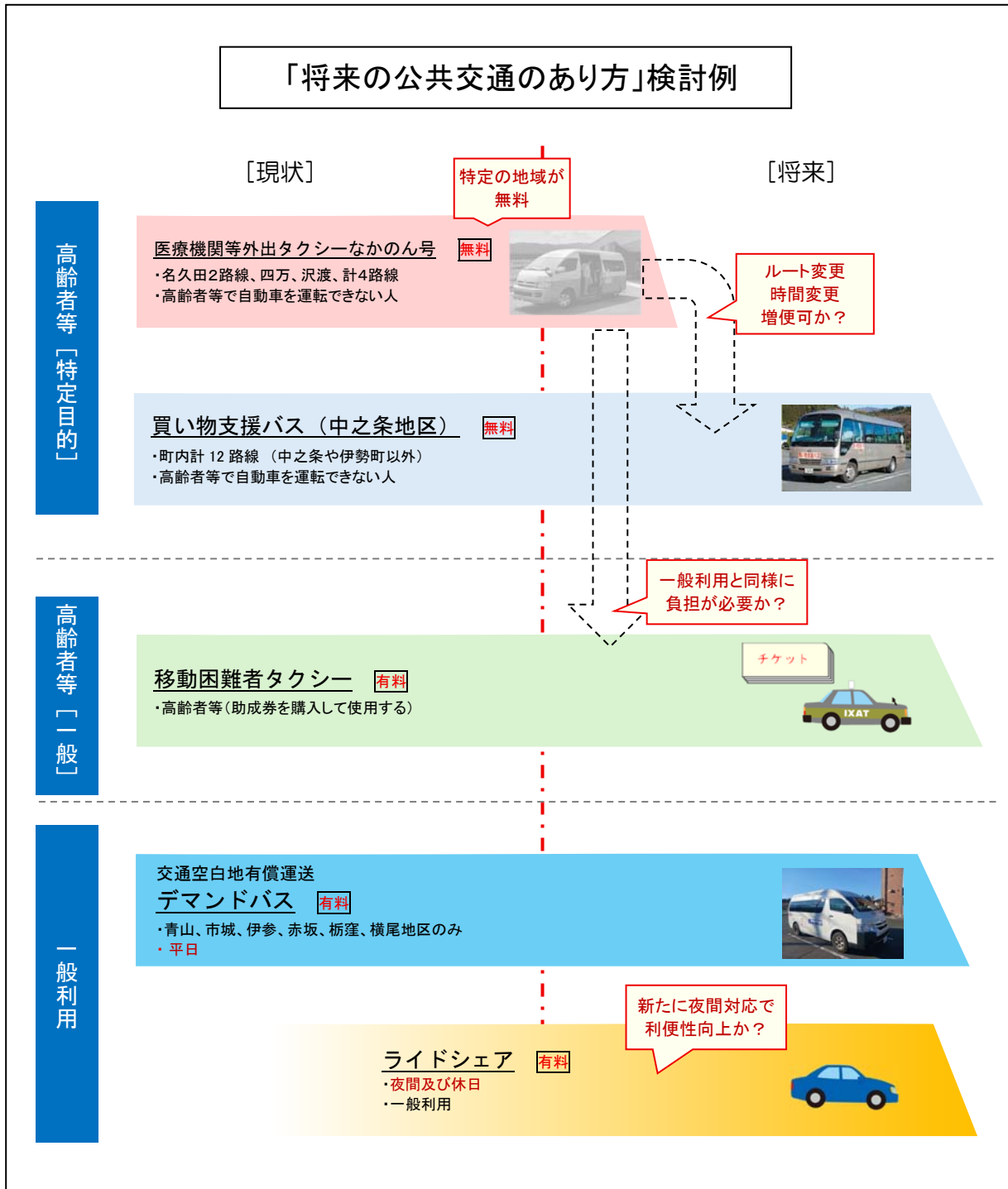
③ 将来に向けた検証

各交通と利用者像から将来各交通が対応可能か検証すると、福祉の観点では事業継続が望ましいと考えますが、「医療機関等外出タクシーなかのん号」は、1人あたり経費が高いため、経費を抑制することが求められます。



④ 検証エリアにおける公共交通のあり方

この地区では、将来的に高齢化がすすむほか、町の財政が困難になることも予想されるため、ゆるやかに他の交通手段に移行できないか、利用者の方々と相談しながら進めることが求められます。一方で、ライドシェアによって夜や祝日も移動できるようにすることで、利便性や安心性を高めることを考える必要があります。



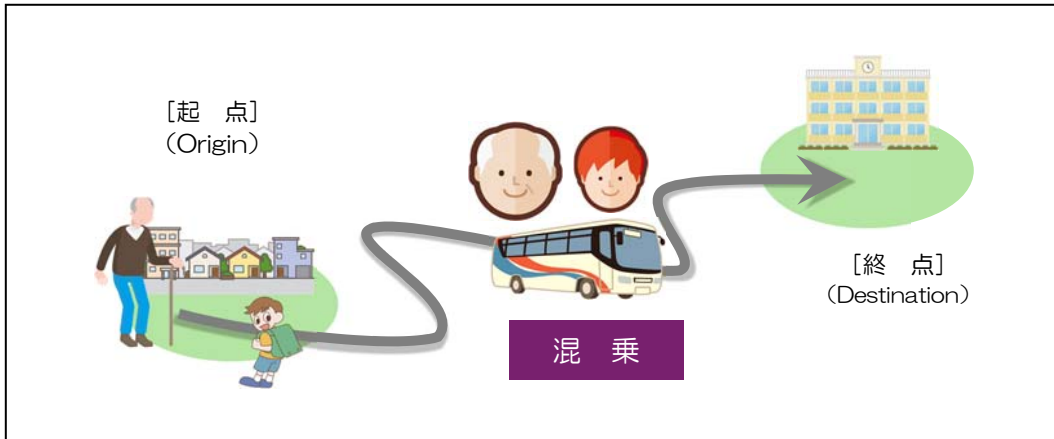
(3) スクールバス事業の継続と混乗の検証

ここでは、「スクールバス事業 [継続]」について、混乗の実施可能性について検証します。

① 中之条町におけるスクールバス混乗化とは

中之条町におけるスクールバス混乗化は、既存スクールバスのルート及びダイヤは変えない前提で、一般利用客が児童生徒と混乗することにします。

■スクールバス混乗のイメージ



■混乗化と乗合化

	混乗化 [狭義]	乗合化
説明	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公共交通サービスが十分に確保できない場合に、スクールバスを利用する。 そのスクールバスに一般客が同乗する。 	<ul style="list-style-type: none"> スクールバスを登下校時間帯以外の空き時間に活用する。 コミュニティバス。
今回	検討対象	—

■スクールバス混乗化の長所と短所

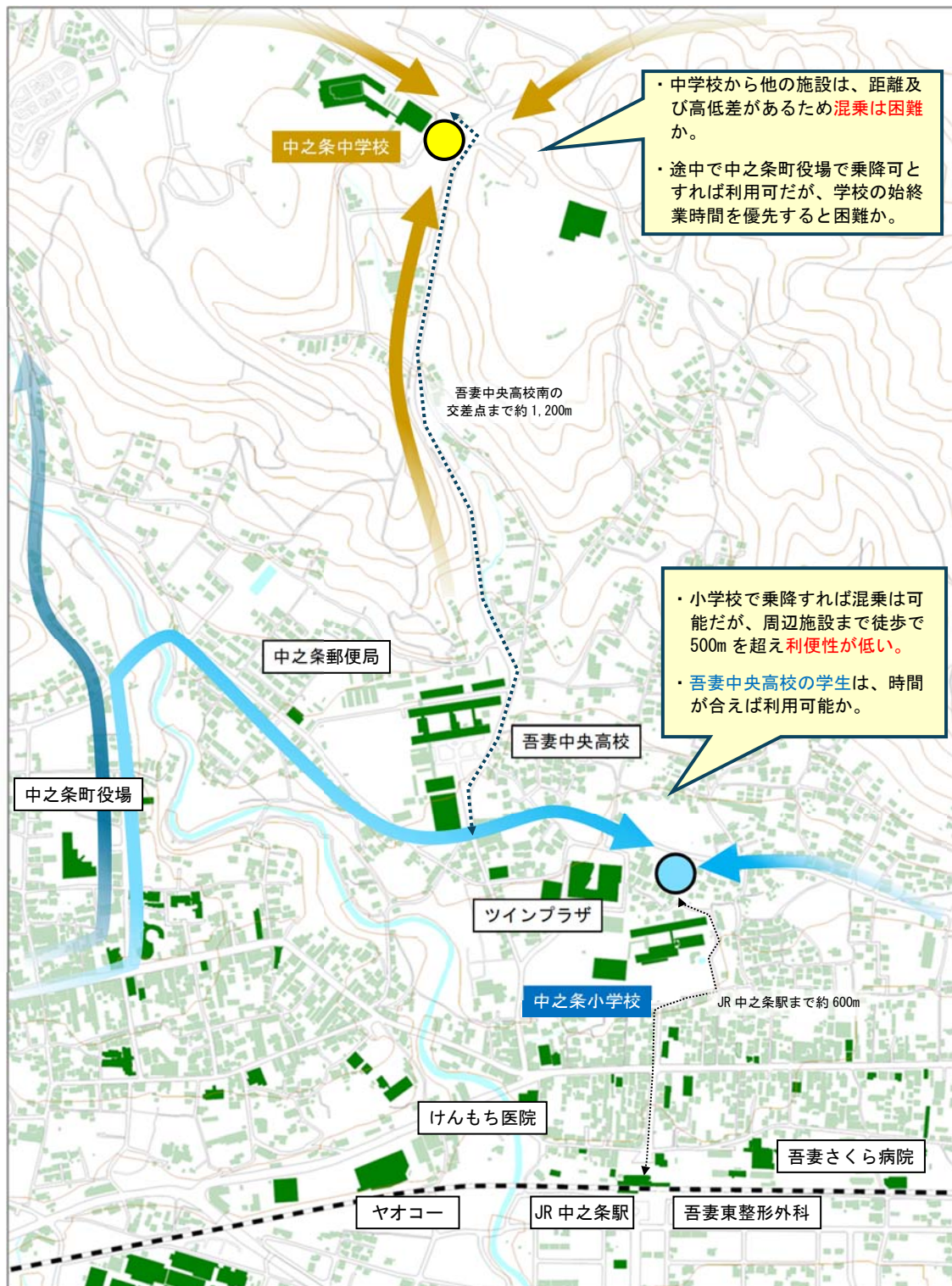
	長所	短所
利便性	通学目的の児童生徒と、他の目的の一般客を同乗することができる。	学校の始業時間や行事に合わせるため、 <u>ダイヤの変更</u> がある。
安全性	—	児童生徒と一般客が同乗するので、通常のスクールバスに比べて、 <u>事件や事故リスクは高まる</u> 。(→登録制で対応か)
経済性	一般利用者を <u>同じ車両で運搬</u> できるので、 <u>コストを削減可能</u> である。	一般利用の際、料金收受等の機器を要する。

② スクールバス混乗の可能性の検証 [中之条地区]

まず、中之条地区について考えると、中之条中学校が駅、商業施設、病院から離れており、高低差があることから混乗は困難です。

また、中之条小学校は既成市街地内にあるため様々な施設が周辺にありますが、距離が500mを超え、高齢者等が徒歩でアクセスするには利便性が低くなります。

■現状のスクールバスにおける混乗の可能性について [中之条地区]



出典：背景図は「国土基盤地図」（国土地理院）

③ スクールバス混乗の可能性の検証 [六合地区]

六合地区について考えると、六合小学校までの混乗は可能としても、通院や買い物目的等の施設が周辺にないため利便性が低くなります。一方、六合中学校が閉校し長野原中学校に通学するため、混乗によって学校へ送迎後に長野原町内の施設を利用することが可能になりますが、既に走行している路線バスとルートが重なるため、実現性困難と考えます。

■現状のスクールバスにおける混乗の可能性について [六合地区]



出典：背景図は「国土基盤地図」(国土地理院)

④ 段階的な検討プロセス

これまでの検証結果をふまえると、中之条小学校のスクールバスにおいて吾妻中央高校の学生について検討することが可能です。

なお、一般利用者の混乗は、利便性の低さ、児童生徒の安全性確保及び料金收受等の手続等を考慮すると実現性は低いと考えられます。

■段階的な検討プロセス



(4) 温泉地等におけるライドシェアの検討

施策2-03

「温泉地等におけるライドシェア」については、温泉地に限らず町全体や様々なエリアで検討可能です。ここでは、まず、温泉地における実施可能性について検討します。

① ライドシェアとは

自家用自動車による有償運送は、道路運送法（平成元年法律第83号）第78条第2号に基づく「自家用有償旅客運送」がありました。さらに「デジタル行財政改革中間とりまとめ」（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）において、タクシー事業者が一般ドライバーや自家用車を管理して活用する仕組みが創設されました（下表）。

■名称と制度

「公共ライドシェア」：道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客運送制度。

「日本版ライドシェア」：道路運送法第78条第3号に基づき、法人タクシー事業者が群馬運輸支局に許可申請する。

■法的な位置づけ

道路運送法の法体系について				国土交通省
区分	種類	種別	運行の様相別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法 § 2)	一般旅客自動車運送事業 (法 § 3)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法 § 4)	路線定期運行 (省 § 3の3)	・路線バス ・高速バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー
			路線不定期運行 (省 § 3の3)	・コミュニティバス ・乗合タクシー ・デマンド型交通
			区域運行 (省 § 3の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業(法 § 4)	・貸切バス	
		一般乗用旅客自動車運送事業(法 § 4)	・タクシー	
	特定旅客自動車運送事業(法 § 43)		・工場従業員等の送迎バス	
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法 § 21)				・鉄道代行バス ・イベント送迎シャトルバス ・自治体の要請による実証運行
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法 § 78)	自家用有償旅客運送(法 § 79)	交通空白地有償運送(省 § 51)	・交通空白地有償運送 (自治体バス)	公共ライドシェア
		福祉有償運送(省 § 51)	・福祉有償運送	
		国土交通大臣の許可を受けて行う運送(法 § 78)	・幼稚園バス	日本版ライドシェア
		災害のため緊急を要するときに行う運送(法 § 78)		

法＝道路運送法
省＝道路運送法施行規則 5

出典：「がんばる地域応援プロジェクト2024（第4回）勉強会」－「日本版ライドシェア、公共ライドシェア等について」（関東運輸局自動車交通部旅客第二課令和6年10月2日）

② 観光拠点におけるライドシェア想定ケース

現在、中之条町内において、タクシーが常駐している施設であれば観光客のニーズに応えられそうです。しかし、タクシー事業者も運転手を確保することが困難なため、タクシーを常駐していない場所があったり、夜間及び休日はすべて対応することが難しい状況です。

仮にライドシェアの導入を考える場合には、タクシーの営業時間等の運営形態と重ならないような運営形態であれば、実現可能と考えます。

■観光拠点及びライドシェア想定ケース

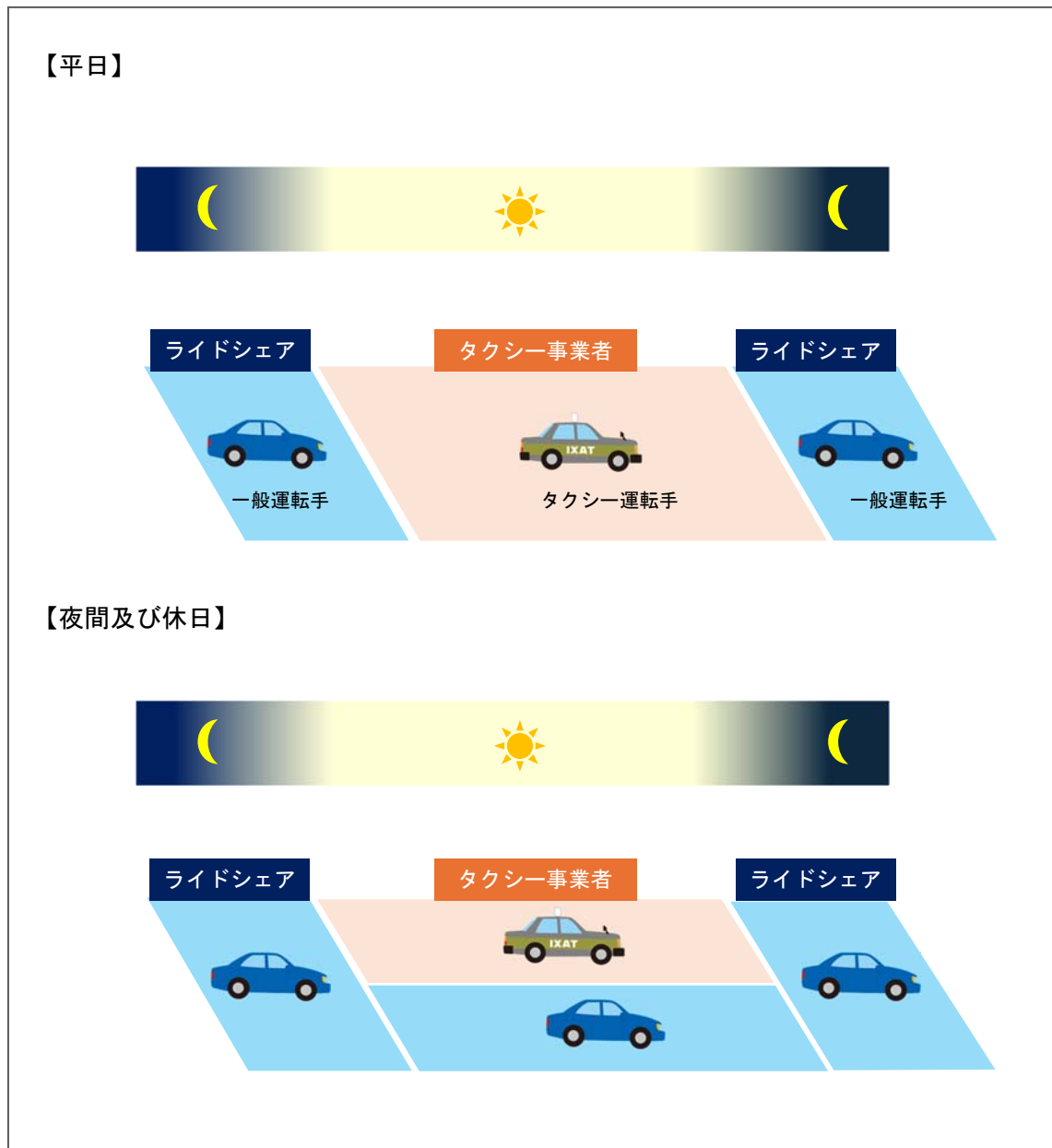


③ タクシーとライドシェアの役割分担例

タクシー事業者が運転手不足の場合には、ライドシェアの活用を検討してもよいかもしれません。仮に夜間及び休日の対応が困難な場合には、下図のような役割分担が考えられます。

ライドシェアの運営主体は、町民ニーズでタクシー事業の継続性が求められていることや、実際の配車やドライバー教育等を考慮すると、タクシー会社による日本版ライドシェアが望ましいです。もし、タクシー事業者による運行管理等の協力を得られるなら温泉協会、中之条町等による公共ライドシェアも考えられます。いずれにしても、タクシー事業者との協議が必要です。

■ タクシーとライドシェアの役割分担例



【参考事例】

名称	i-Chan (アイチャン)	ライドシェア	加賀市版ライドシェア
自治体	小松市	桐生市	加賀市
事業手法	公共ライドシェア	日本版ライドシェア (自家用車活用事業)	公共ライドシェア
事業主体	小松市 (運営：株式会社パブリック テクノロジーズ)	株式会社沼田屋タクシー 桐生合同自動車株式会社	一般社団法人 加賀市観光交流 機構 (運行・安全管理：加賀第一 交通株式会社)
運営時間	[木、金、土] 17時から24時 (予約は23時30分まで)	[金、土、祝前日] 6時～翌午前3時(最大5台) [その他の曜日] 6時～翌午前2時(最大5台) [平日のみ] 7時～正午(1台)	[日、月、火、水、木] 7時～23時 [金、土曜] 7時～翌日2時
予約・配車	専門アプリ「パブテク」 電話	配車注文アプリLINEより MITT(ミット)運行会社へ電 話予約	Uberのアプリを介してのみ
料金	初乗り1kmまで400円以降、 300mごとに100円	—	タクシー料金の8割
支払方法	PayPay、クレジット決済	PayPay、クレジット決済、現 金	PayPay、クレジット決済、楽 天Pay
その他	i-chanライドシェア保険 公共ライドシェア専用保険	—	—

出典：「小松市ライドシェア専用公式HP」 <https://komatsucity-rideshare.com/>

「桐生市公式HP」 <https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/kotsu/1024600/1024303.html>

「加賀市公式HP」 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/soshiki/seisaku_senryaku/seisaku_suishin/5/11941.html

(5) 四万温泉を想定したグリーンスローモビリティの検証




町内には温泉地や観光地が複数点在するため、どの場所でも検証することが可能です。

① グリーンスローモビリティとは

**グリーンスローモビリティ
車両タイプ**

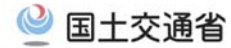
活用されている車両の例

活用できる車両は、軽自動車、小型自動車、普通自動車といった種別に分かれます。車両を運行するためには、一般的な乗用車と同様に自動車税等の納付や定期的な車検・法定点検が必要になります。

車両種別 軽自動車		定員 4名 電源: AC100V / AC200V
車両種別 小型車		定員 7名 電源: AC200V
車両種別 普通車		定員 10~16名 電源: AC100V / AC200V

出典：「グリーンスローモビリティの導入と活用のための手引き」（国土交通省総合政策局環境政策課、令和3年5月）
「リーフレット」国交省公式HP https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/content/green-slow-mobility_A3.pdf

グリーンスローモビリティとは



グリーンスローモビリティ：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス

【グリスロの特長】

- ① **Green**・・・電動車を活用した環境に優しいエコな移動サービス
- ② **Slow**・・・景色を楽しむ、生活道路に向く、重大事故発生を抑制
- ③ **その他**・・・同じ定員の車両と比べて小型、開放感がある、乗降しやすい等

軽自動車	小型自動車	普通自動車
 4人乗り	 5人乗り	 10人乗り
 4人乗り	 6人乗り	 11人乗り
 4人乗り	 7人乗り	 18人乗り

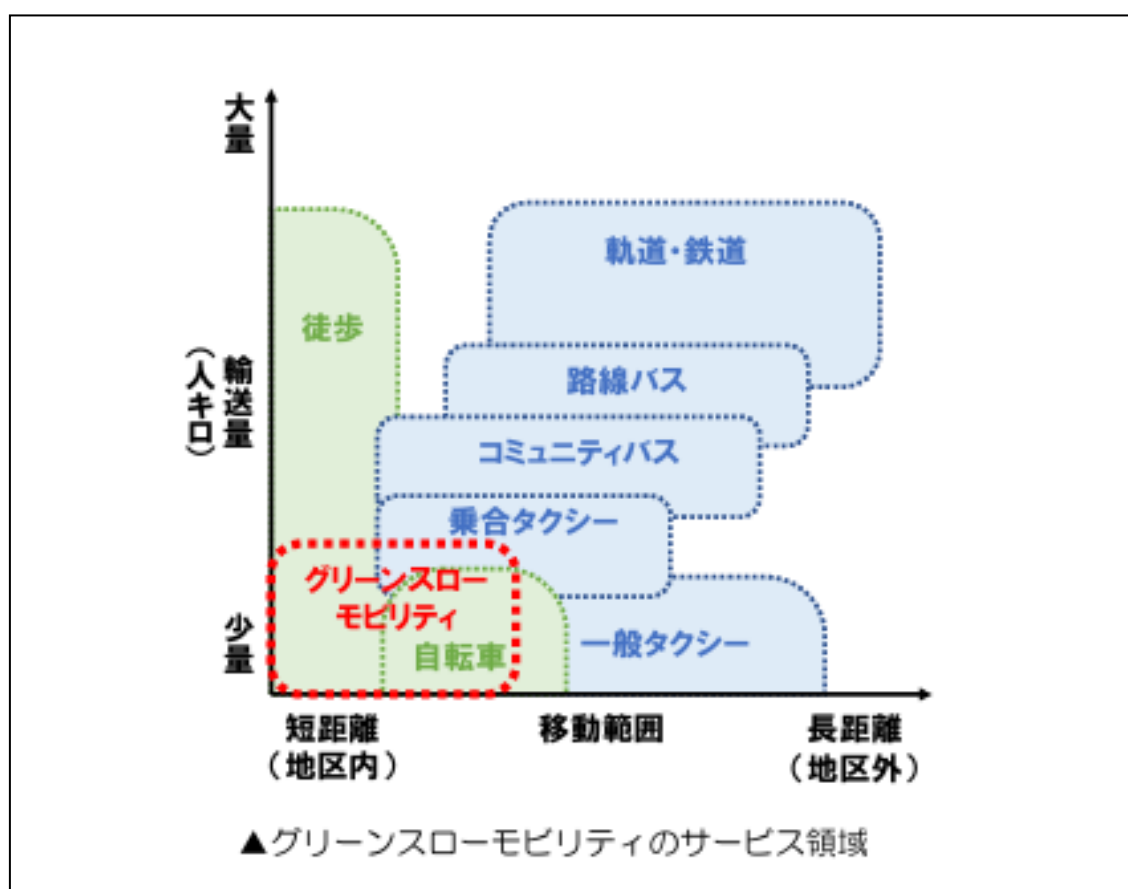
※11人乗り以上の車両の運転には、中型自動車免許が必要になります。

出典：「国土交通省公式HP」－「総合政策」－「環境」－「グリーンスローモビリティ」
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000139.html

② グリーンスローモビリティのサービス領域

下図は、様々な交通について輸送量と移動範囲との関係性をグラフにしたもので、グリーンスローモビリティのカバー範囲を示しています。

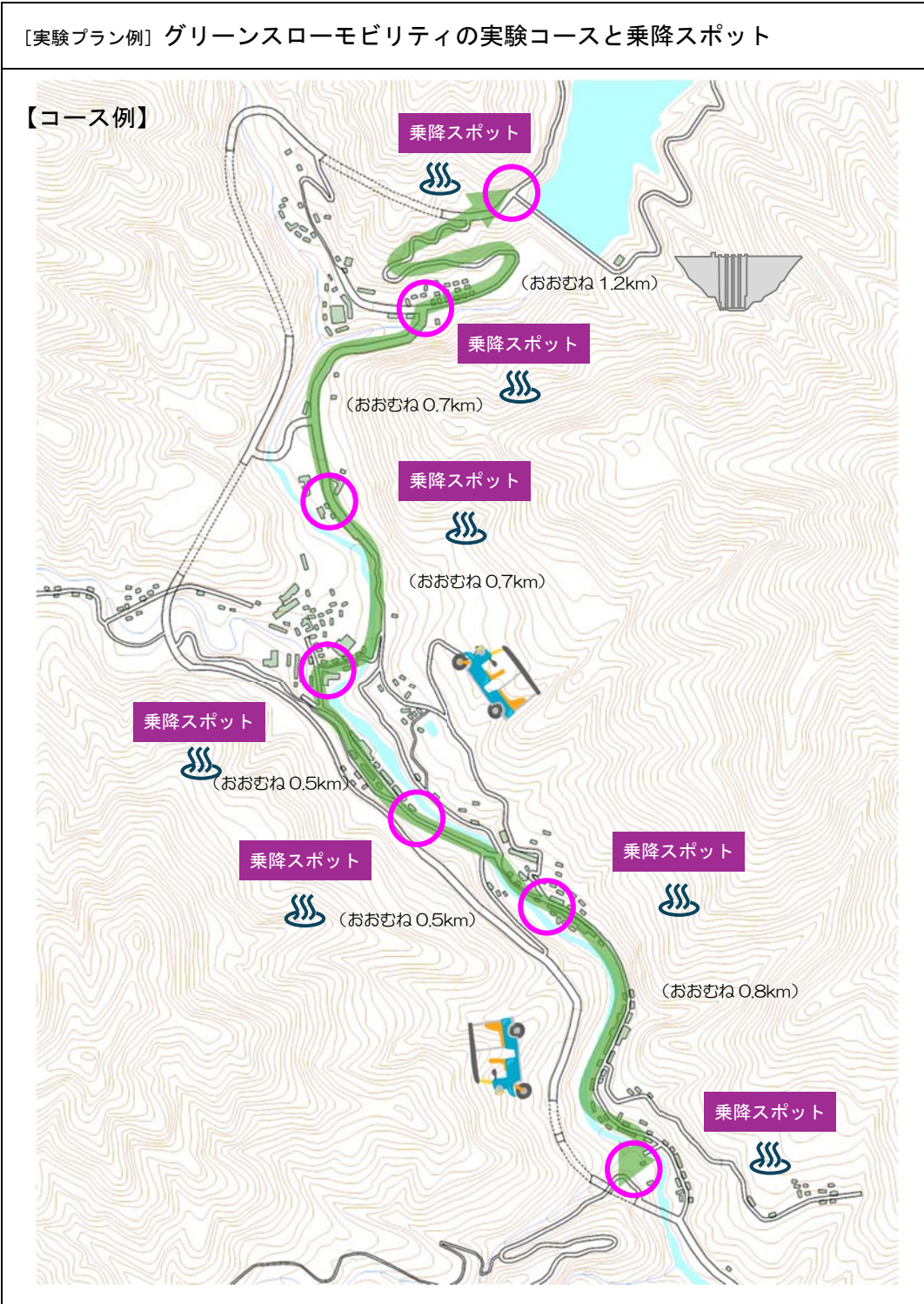
結果、グリーンスローモビリティは、徒歩、自転車、タクシー利用者とサービス範囲が重複していることがわかります。これは、観光客が移動する際の補足手段として適していることを意味します。



出典：「グリーンスローモビリティの導入と活用のための手引き」（国土交通省総合政策局環境政策課、令和3年5月）
「リーフレット」国交省公式HP https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/content/green-slow-mobility_A3.pdf

③ 実験プラン例

四万温泉を想定エリアとし、グリーンスローモビリティのサービス領域をふまえて実験プラン例を示します。プランの条件は、まず安全性を考慮して国道353号を含まない（ダム付近一部含む）コースにしました。次に周辺施設の場所をふまえて乗降スポットを設定しました。四万温泉協会等との協議を経て、合意が得られれば実験してもよいと思われる。



出典：背景図は「国土基盤地図」（国土地理院）

【参考事例～桐生市～】

低速電動コミュニティバス 

MAYU

重伝建 コース

桐生市観光をゆっくり  最高速度 時速 19km お楽しみください！

毎週土日(12/31～1/3除く)無料で運行しています！

* 運休する土日や運行する祝日もありますので、事前にご確認をお願いします。

停留所	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便
シルクル桐生 発	10:00	11:05	12:10	13:40	14:45
まちなか交流館	10:10	11:15	12:20	13:50	14:55
四辻の齋嘉 着	10:20	11:25	12:30	14:00	15:05
四辻の齋嘉 発	10:25	11:30	13:00	14:05	15:10
有鄰館	10:30	11:35	13:05	14:10	15:15
観音院	10:40	11:45	13:15	14:20	15:25
織物参考館"紫"	10:45	11:50	13:20	14:25	15:30
シルクル桐生 着	10:55	12:00	13:30	14:35	15:40

※乗車定員は、9名です。
※乗車は、先着順です。



重伝建コース

まゆのご利用案内

- ご利用は無料です。
- 乗車定員は9名となっております。
- 乗車は先着順です。

当日の運行情報については、ゆっくリズム研究所のHP (<https://yukkurism-labo.com>) をご覧ください。

【問い合わせ先】 ゆっくリズム研究所 0277-46-6916 桐生市観光交流課 0277-44-0754

交通事情や天候により時間や運行状況が変化することがあります。あらかじめ御了承ください。

2025年4月1日改訂版

■ 諸元表

項目	諸元
乗車定員	10名（運転手含む）
動力	モーター（電気自動車）
最高速度	時速19km
走行距離	1充電あたり約40km
免許区分	普通自動車免許

■ 会社沿革

2008年	NPO法人 桐生再生 設立
2010年	株式会社 桐生再生として法人化
2010年	群馬大学と地元メーカーが共同開発、製造した電動バスにて実証運行開始
2013年	桐生市からの要請により観光周遊事業を受託
2018年	EST普及推進フォーラム 連名にて受賞
2018年	国土交通省が展開開始した。グリーンスローモビリティ事業に協力体制をとる

出典：「桐生市公式HP」 <https://www.city.kiryu.lg.jp/kankou/kooutsu/1001827.html>
 「株式会社桐生再生」 <https://calm-goto-7786.vivian.jp/concept.html>

3-4 事業スケジュール

これまで示した施策や事業のスケジュールを下に示します。

短期	中期	長期
伊参、赤坂、栃窪、横尾地区における公共交通の検証		
温泉地等におけるライドシェアの検討		
四万温泉を想定したグリーンスローモビリティの検証		
スクールバス事業 [継続]		
高校生の通学支援の検討		
まちの交通情報の周知及び啓発		
町等が事業主体となる交通の維持及び支援		
公共交通のDX施策の推進		
四万チャリ（レンタサイクル）のPR活動		
電動キックボードや電動アシスト自転車の活用		
JR中之条駅、JR市城駅周辺整備		
JR吾妻線の維持		
四万温泉線、沢渡線の維持		
六合地区路線の維持		
中山線の維持		
民間タクシー事業者の支援		

4. 計画目標と数値指標

4-1 計画目標と数値指標

基本方針「いまある公共交通を大事にし、私たちの未来と観光客の思い出をつくる交通まちづくり」を実現するためには、4つの基本目標に基づく施策又は事業が実施されることだけでなく、評価・見直しが必要です。評価する数値指標としてKPI（重要業績指標）を定めます。

NO.	基本目標				施策又は事業名	KPI (重要業績指標)	
	1	2	3	4			
	将来にむけて公共交通を支援します	将来にむけて高齢者等の移動手段の確保に努めます	通学手段の確保に努めます	観光客の乗り物ブラスを考えます			
1-01	○		○	○	J R 吾妻線の維持	町民利用状態	5年間維持*
1-02	○		○	○	四万温泉線、沢渡線の維持	町民利用状態	5年間維持*
1-03	○		○	○	六合地区路線の維持	町民利用状態	5年間維持*
						1日あたり利用者数	6.9 (人/日)
1-04	○		○		中山線の支援	町民利用状態	5年間維持*
1-05	○			○	民間タクシー事業者の支援	町民利用状態	5年間維持*
1-06		○			町等が事業主体となる交通の維持及び支援	町民利用状態	5年間維持* (見直し2回)
					交通空白地有償運送「デマンドバス」(町運営)	1日あたり利用者数	7.3 (人/日)
					買い物支援バス(中之条地区。町運営)	1日あたり利用者数	9.3 (人/日)
					買い物支援バス(六合地区。町運営)	1日あたり利用者数	4.7 (人/日)
					医療機関等外出タクシー「なかのん号」(町運営)	1日あたり利用者数	1.1 (人/日)

* 「5年間維持」については、現状のサービス水準を可能な限り維持することを目指します。

NO.	基本目標				施策又は事業名	KPI (重要業績指標)	
	1	2	3	4			
	将来にむけて公共交通を支援します	将来にむけて高齢者等の移動手段の確保に努めます	通学手段の確保に努めます	観光客の乗り物プランを考えます			
1-07		○			高齢者増加率が高く公共交通がカバーしていないエリアの検証	検証エリア数	2か所
1-08			○		高校生の通学支援の検討	検討回数	2回
1-09			○		スクールバス事業 [継続]	混乗検討回数	2回
1-10	○			○	J R中之条駅、J R市城駅周辺整備	検討回数	2回
1-11		○		○	まちの交通情報の周知及び啓発	周知回数	4回
1-12	○			○	公共交通のDX施策の推進	検討回数	2回
2-01				○	四万チャリ（レンタサイクル）のPR活動	周知回数	4回
2-02				○	電動キックボードや電動アシスト自転車の活用	検討回数	2回
2-03				○	温泉地等におけるライドシェアの検討	関係機関協議数	2回
2-04				○	温泉地等における手軽で楽しい乗り物実験の検証	関係機関協議数	2回

5. 計画の推進

5 - 1 推進体制

推進体制は、中之条町地域公共交通活性化協議会が担うこととします。

協議会は、町民や利用者だけでなく、様々な関係機関で構成されます。

■計画の推進体制

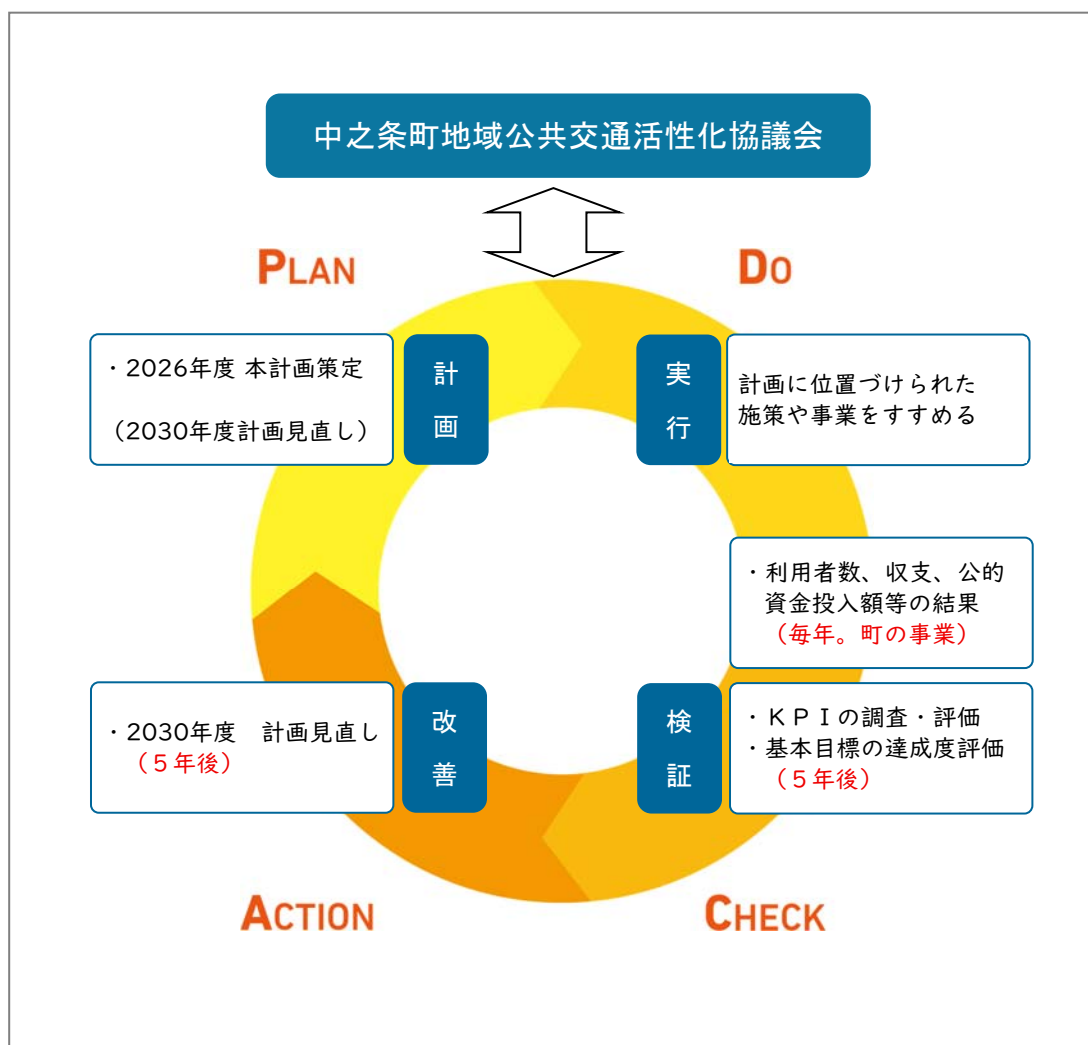


5-2 進捗管理

計画の実効性を高めるためには計画に示された施策や事業の進捗管理が必要です。進捗管理は、計画を実施し、その結果を検証、評価し改善することをいいます。

具体的には、計画期間が2026年度〔令和8年度〕～2030年度〔令和12年度〕の5か年であることから、次の計画見直し時である2030年度には、中之条町地域公共交通活性化協議会がKPI（重要業績指標）の達成状況を評価して、計画の見直しを行うこととなります。

■計画のマネジメントプロセスと進捗管理



資料

資料Ⅰ 中之条町地域公共交通活性化協議会規約

令和8年1月30日中之条町告示第9号

中之条町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 中之条町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地中之条町役場公共交通担当課内に置く。

(実施事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (5) 町が実施する交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) その他協議会が必要と認める事項

(協議を要しない事項)

第4条 次に掲げる事項については、旅客の利便性を損なわない変更事項において、協議会の協議に付さず、協議会の報告事項とすることができる。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) バス停留所の新設
- (4) バス停留所の位置及び名称の変更
- (5) 天災や工事等の事由により、その路線が運行できない場合の路線の変更

(委員)

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町長
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会又は警察
- (5) 住民又は公共交通利用者の代表
- (6) 学識経験者
- (7) 関東運輸局長又はその指名する者
- (8) 群馬県知事又はその指名する職員
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) その他町長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 4 副会長は、第5条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

- 第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、委任状を提出することで代理の者をもって議決権を行使できる。この場合において、議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。
 - 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
 - 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 6 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による会議)

- 第9条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、次のいずれかに該当する場合は、書面による会議を開くことができる。
- (1) 協議会の議決を経なければならない事項で急施を要し、協議会を招集するいとまがないと認める場合
 - (2) 協議会の議決により、次に開催される会議において、書面による会議の開催の承認を受けている場合
 - (3) その他やむを得ない理由により協議会を招集することができないと認める場合

(分科会)

- 第10条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査審議を行うため、又は運送法第9条第4項に規定する運賃等を定めるため分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

- 第11条 協議会において協議が整った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務を処理するため、中之条町役場公共交通担当課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

- 第13条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務)

- 第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

- 第15条 協議会に監査委員を1名置く。
- 2 監査委員は、委員の中から第5条に規定する委員の中から会長が指名する。
 - 3 監査委員は、協議会の経理の状況を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行日)

- 1 この規約は、令和8年2月1日から施行する。
(中之条町地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 中之条町地域公共交通会議設置要綱は、廃止する。

資料2 中之条町地域公共交通活性化協議会委員名簿

■委員名簿一覧表 [令和8年3月9日開催時]

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属	職 名	氏 名
1	第1号	地方公共団体	中之条町	町長	外丸 茂樹
2	第2号	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社	企画総務部経営戦略 ユニット ユニット リーダー	近藤 隆俊
3		一般乗合旅客自動車 運送事業者等	関越交通株式会社	取締役社長	佐藤 俊也
4			高山運輸倉庫株式会社	代表取締役社長	都筑 雅彦
5			ローズクィーン交通株式会社	代表取締役	小池 靖之
6			ジェイアールバス関東(株) 長野原支店	支店長	山本 和宏
7			一般社団法人 群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也
8			一般乗用旅客自動車 運送事業者等	浅白観光自動車株式会社	代表取締役
9		一般社団法人 群馬県タクシー協会		会長	清水 憲明
10		道路管理者	群馬県 中之条土木事務所	所長	木内 弘二
11			中之条町 建設課	課長	本多 宏幸
12	第3号	公安委員会	群馬県 吾妻警察署	署長	今井 好彦
13	地域公共交通 の利用者	中之条地区区長会	会長	関 三男	
14		沢田地区区長会	会長	宮崎 幸康	
15		伊参地区区長会	会長	小野 五十吉	
16		名久田地区区長会	会長	小菅 寿	
17		六合地区区長会	会長	山口 利雄	
18		中之条町幼小中学校PTA連絡協議会	会長	黒崎 岳夫	
19		吾妻中央高等学校	校長	加邊 一芳	
20		学識経験者	高崎経済大学 経済学部	名誉教授	大島 登志彦

No.	法第6条 第2項	区 分	所 属	職 名	氏 名
21		地方公共団体が 必要と認める者	関東運輸局 群馬運輸支局	支局長	堀越 千秋
22			群馬県 知事戦略部 交通イノベーション推進課	課長	関口 義範
23			中之条町観光協会	会長	入内島 道隆
24			中之条町社会福祉協議会	会長	小栗 芳雄
25			中之条町議会	議長	安原 賢一
26			中之条町	副町長	篠原 良春
27			中之条町教育委員会	教育長	山口 暁夫
28	規則 第4条の2 第5号		関越交通労働組合	執行委員長	滝澤 春美
29			高山運輸倉庫株式会社	バス事業課長	斎藤 勇
30			ローズクィーン交通株式会社	六合村営業所長	高橋 進
31		事務局	中之条町 住民福祉課	課長	山田 行徳
32			中之条町 こども未来課	課長	山本 伸一
33			中之条町 六合支所	支所長	油井 文男
34			中之条町 自動車教習所	所長	橋爪 勝
35			中之条町 地域共創課	課長	湯本 文雄
36			中之条町 地域共創課	係長	黒岩 紀彦

* 「法」：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

「規則」：道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）

中之条町地域公共交通計画
令和8年5月

発行：中之条町

〒377-0494
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1091
TEL：0279-75-2111（代表）

イラスト出典：「1秒で伝わるビジネスイラスト集」（インプレス社）
「イラストカット大事典15000」（インプレス社）

